

住宅用太陽光発電設備で売電をされている方へ（お知らせ）

固定価格買取制度（FIT）の買取期間が2019年11月から順次満了します



固定価格買取制度とは？

「再生可能エネルギー固定価格買取制度」通称FITは、再生可能エネルギー普及のために、太陽光発電などの再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社があらかじめ決められた価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。10kW未満の住宅用太陽光発電で作られた電気のうち家庭で使いきれない余剰電力を、10年間固定価格で買い取る「余剰電力買取制度」として2009年11月にスタートしました。



契約期間の満了とは？

2019年11月以降、売電開始から10年間を経過した設備から順次売電契約が満了します。ご自分の売電期間は電力会社と結んだ契約書や、毎月の購入電力量確認票（検針票）でも確認できます。また、売電先の電力会社からは事前に期間満了の通知が届くことになっています。



買取期間が満了したらどうなるの？

買取期間が満了すると、法律に基づく電力会社の買取義務がなくなります。期間満了後の電気の使い方には以下のような選択肢があります。

- ① 自家消費（蓄電池や電気自動車と組み合わせて自宅の電力に活用）
 - 蓄電池を導入すれば、余剰電力を貯めておき発電しない夜間などに使用できます。
 - 電気自動車やプラグインハイブリッド車があれば、充電して動力源に利用する一方、蓄電池と同じく貯めた電気を夜間などに使用できます。※発電量が大きく、蓄電池などへの充電や自家消費でも使いきれない余剰電力が生じる場合は、電力会社に売電することが可能です。
- ② 相対・自由契約（新たな電力会社と契約し、余剰電力を売電する）
 - 小売電気事業者などと新たに契約を結び、売電することができます。（売電単価は事業者によって異なります）
 - 電力会社によっては、余剰電力をいったん預かり、発電しない夜間などに預けた分を使用できるプランも発表されています。

※設備を撤去して発電をやめることもできますが、一般に太陽光パネルの寿命は20～30年、パワーコンディショナーは10～15年とも言われ、適切な保守管理を行えば長く使えます。まだまだ使える設備を最大限利用して再生可能エネルギーを活用しましょう。

もっと詳しく知りたいんだけど。

資源エネルギー庁のホームページに詳しい情報提供サイトが開設されています。
→ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/
小売電気事業者や電力会社などのホームページにも契約などの情報が掲載されています。いろいろ調べて検討し、あなたが一番納得できる方法を選びましょう。



住宅用太陽光発電のFIT買取期間満了に関するQ&A

Q1 2019年から買取期間が満了するということですが、固定価格買取制度が終わるのですか。

A1 固定価格買取制度自体が2019年に終了するわけではありません。固定価格買取制度で

は自家用太陽光発電の固定価格買取期間が10年間とされており、2009年11月にスタートした余剰電力買取制度の適用を受けた発電設備が2019年11月以降順次買取期間の満了を迎えることとなります。

Q2 どの電力会社と新しい買取契約を結ばいいですか。

A2 大手電力会社から新電力会社まで、多くの会社が電力買取プランを発表し電力買取を行うこととしており、会社により買取価格などが異なります。電力使用契約とのセットプランなどもありますので、十分に検討して御自分にとって有利と思われる売電先を見つけてください。

Q3 買取期間満了後に何もしないとうなりますか。

A3 買取期間満了後も契約が自動継続となっている場合は、新しい単価で継続して買取が行われます。自動継続でない場合は、いずれかの小売電気事業者と買取契約を結ばない限り、買取者が不在となるため、余剰電力は九州電力送配電株式会社（2020年4月以降）が無償で引き受けることとなります。現在の売電先が九州電力の場合は、買取期間満了後の契約は自動継続となっているため、特に手続きは必要なく1kWh当たり7円の新単価で買取が継続されます。

Q4 蓄電池や電気自動車などと組み合わせて自家消費する場合と、新たに売電先を見つけて売電する場合とでは、どちらがよいでしょうか

A4 家庭ごとの電力使用状況や生活スタイルによって差があり、また、小売電気事業者等の買取メニューによる売電価格も様々に異なることから、どちらにメリットがあるかは一概には言えません。御自身にあった使い方を検討し、選択することが大切です。

Q5 自家消費のためには蓄電池や電気自動車などが必要ですか。

A5 必ずしも必要ではありません。例えば、エコキュートなどの湯沸器の設定を変更して発電する時間帯にお湯を沸かしたり、余剰電力を電力会社に一時的に預けて夜間に引き出して使うようなプランを活用したりすれば、自家消費を拡大することができます。ただし、発電した全量を自家消費できるかは各家庭の状況によって異なります。

Q6 蓄電池を設置する場合、注意することはありますか。

A6 現行のFIT制度のもとでは、FITの認定を受けた後に蓄電池を設置する場合、「自家発電設備等の変更」に該当するため、買取期間満了後であっても、FITの認定を受けた設備である以上は、変更認定を受ける必要があります。ただし、買取期間が満了した設備における変更の取扱いについては国でも検討が行われており、今後新たな方針が示される可能性があります。

Q7 熊本県で売電できる会社を知りたいのですが。

A7 九州電力株式会社は新プランで買取期間満了後の余剰電力を買い取ると発表しています
→http://www.kyuden.co.jp/rate_purchase_afterfit.html
資源エネルギー庁のホームページでは地域ごとに売電できる事業者が掲載されています。
→https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/retail_electricity_utility.html

地域で発電した電力を地域の電力会社に売電することは、電力の地産地消につながります。熊本県内に本社を置き、電力買取を行うことを発表している以下の新電力会社があります。

※ 令和元年8月時点で県が把握している分です。

株式会社熊本電力 096-284-1591 <https://kumamoto-energy.co.jp/>

株式会社ネイチャーエナジー小国 0800-800-5084 <https://oguni.de-power.co.jp/>